

資料 7-19 防災措置必要造成箇所等一覧

防災措置必要造成箇所等一覧

(令和3年4月1日現在)

1 宅地造成等規制法に基づく是正勧告地

番号	事業所在地	必要な措置等				
		1.擁壁の補強・改善	2.擁壁の設置	3.排水施設の整備	4.法面の保護	5.その他
	西浅川町 135 番 1 及び同番 2					
	元八王子町三丁目 2323 番 1、2326 番 1 及び同番 6					
	戸吹町 2011 番 3					
	堀之内字十二号 1084 番 1 及び同番 2					土砂流出防止 崖面の緩斜面化
	大船町 90 番 16					家屋危害防止
	下柚木字一号 12 番 148					
	丹木町二丁目 115 番 1、同番 2 及び 120 番	○				